

大阪府国際化戦略実行委員会規約

第1章 目的及び事業

(目的)

第1条 大阪府国際化戦略実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、「大阪の国際化戦略」を踏まえて、公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）と大阪府が策定した「大阪の国際化戦略アクションプログラム」に基づき、財団がこれまで培ってきた国際交流ネットワークやノウハウを最大限に活かして、「グローバル人材の育成」と「外国人の受入環境整備」に取り組み、大阪の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 実行委員会は、次の事業を行う。

- (1) グローバル人材の育成に関する事業
- (2) 外国人の受入環境整備に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員等

(組織及び委員)

第3条 実行委員会は、別表第1に掲げる団体により構成し、別表第2に掲げる者を委員とする。

(会長)

第4条 実行委員会に会長を置く。

- 2 会長は大阪府府民文化部都市魅力創造局長とする。
- 3 会長は、実行委員会の業務を総理し、この委員会を代表する。
- 4 会長が不在のときは、その職務を代行するため、委員の互選により会長職務代理者を置く。

(監事)

第5条 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表第3に掲げる者とする。
- 3 監事は、事業の執行状況及び会計の監査を行い、その結果を実行委員会の会議（以下「会議」という。）に報告する。

(外部諮問委員)

第6条 削除

- 2 削除

(企画委員)

第7条 実行委員会に、企画委員を置くことができる。

- 2 企画委員は、実行委員会の事業計画及び事業の円滑な推進方策について企画委員会を開催して検討し、実行委員会に提言することができる。

第3章 会議

(会議)

第8条 会議は別表第2に掲げる委員により構成する。

- 2 会議の議長は会長とする。

- 3 会議は必要に応じて会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員は、会議に出席できないときは代理人を会議に出席させ、又は議決権の行使を委任することができる。
- 5 会議における議案の決定は、出席委員の過半数をもって議決する。なお、可否同数の場合は会長が議決する。
- 6 会議は書面をもって会議に代えることができる。
- 7 会議は会長が必要と認める場合には、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(会議の承認事項)

第9条 次に掲げる事項は、会議の承認を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 本規約の変更に関する事
- (4) その他会長が必要と認める事項

第4章 事務局

(事務局及び職員)

第10条 実行委員会の事務を処理するため第3条の構成団体で構成する事務局を設け、事務局は大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局次長は会長が任命する。
- 3 事務局長は事務局の事務を総括する。

(書類及び帳簿の備付)

第11条 事務局に、次の書類及び帳簿を備える。

- (1) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (2) 資産及び負債の状況を示す帳簿及び証拠書類
- (3) その他必要な帳簿及び書類

第5章 会計

(収入)

第12条 実行委員会の収入は、次のとおりとする。

- (1) 負担金
- (2) 寄付金
- (3) 広告協賛費等事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第13条 実行委員会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度会議が決定するものとする。

- 2 前項の事業計画及びこれに伴う収支予算は、財団理事長にあらかじめ協議するとともに、決定後これらを財団理事長に届け出なければならない。また、これらを変更するときも同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 実行委員会の事業報告及び収支決算は、毎年度会議の承認を得るものとし、承認後は速やかに財団理事長に報告しなければならない。

- 2 実行委員会の収支決算に剰余金があるときは、会議の承認を得て翌年度に繰り越すこと

ができる。

(会計年度)

第 15 条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 解散

(解散並びに剰余金及び損失金等の取り扱い)

第 16 条 実行委員会は、会議の承認を得て解散する。

2 実行委員会を解散するときに有する剰余金及び損失金、残余財産の取扱いについては、会議の承認により決定する。

第7章 補則

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年10月28日から施行する。

(設立当初の会計年度)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から翌年3月31日までとする。

(施行期日)

1 この規約は、平成24年5月18日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成26年6月9日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成26年10月22日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月30日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成28年9月12日から施行する。

(施行期日)

1 この規約は、平成29年6月2日から施行する。

別表第1 構成団体

公益財団法人大阪府国際交流財団 大阪府

別表第2 委員

公益財団法人大阪府国際交流財団理事長	
公益財団法人大阪府国際交流財団理事	穴戸 健一
公益財団法人大阪府国際交流財団理事	近藤 佐知彦
公益財団法人大阪府国際交流財団評議員	柳 嘉夫
大阪府府民文化部都市魅力創造局長	
大阪府府民文化部国際交流長	
大阪府府民文化部都市魅力創造局国際課長	
大阪府商工労働部次長	
大阪府教育次長	

別表第3 監事

森下 文夫 (公認会計士)
堀井 昭暢 (弁護士)

別表第4 削除